（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の二の次に一条を加える改正規定中「並びに同項第七号から第十一号まで」を「、同項第七号から第十号までに掲げる事項並びに同項第十二号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

○財務省令第十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百八号）附則の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則等の一部を改正する省令

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に、「第二十六条の十二」を「第二十六条の十三」に、「第三十八条の四十四」を「第三十八条の四十五」に、「第三十八条の四十五―第三十八条の四十八」を「第三十八条の四十六―第三十八条の四十九」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（国民健康保険団体連合会が委託を受けて行う事業で収益事業に該当しないものの要件）

第四条の二の二　令第五条第一項第十号ホ（収益事業の範囲）に規定する委託を受けて行うものであることその他の財務省令で定める要件は、法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であること、その委託の対価がその事業を実施するために必要な費用を超えるに至つた場合にはその超えるに至つた事業年度の翌事業年度の委託の対価を減額することとされていることその他の厚生労働大臣の定める要件に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けたものであることとする。

２　令第五条第一項第十号ホ⑷に規定する財務省令で定める要件は、都道府県の区域をその区域とする国民健康保険団体連合会の全てをその社員とすることとする。

第五条の二第一項中「医療保健業」を「収益事業の範囲」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該農業協同組合連合会の行う事業が公的に運営されるものであることその他の厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準に該当すること。

第五条の二第三項第二号中「第一項に規定する要件を満たす」を「第一項各号に掲げる事項に該当する」に改める。

第二十二条の三第六項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に、「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第二十四条の二中「第七十九条第七号」を「第七十九条第八号」に改める。

第二十六条の九第九号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に、「この号」を「この款」に改める。

第二十六条の十の見出しを「（譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の要件）」に改め、同条中「第百十八条の七第二項第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）」を「第百十八条の七第三項第一号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第百十八条の七第二項第一号（市場暗号資産等の範囲）に規定する財務省令で定める条件は、暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十三条第一項第九号（その他利用者保護を図るための措置等）に規定する移転制限とする。

２　令第百十八条の七第二項第二号に規定する財務省令で定める手続は、同号に規定する暗号資産交換業者が公表等措置（暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号に掲げる措置をいう。）を講ずるための当該暗号資産交換業者に対する暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号イの要請若しくは同号ロの通知（当該暗号資産交換業者がその内容を確認することができるものに限る。以下この項において同じ。）又は他の者に対する当該他の者が同号ロの通知をすることの要請とする。

第二十六条の十三を第二十六条の十四とし、第二十六条の十二を第二十六条の十三とする。

第二十六条の十一中「第六十一条第八項（一）を「第六十一条第七項（一）に改め、同条第一号中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改め、「（同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」を削り、第二編第一章第一節第七款の二中同条を第二十六条の十二とする。

第二十六条の十の次に次の一条を加える。

（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の変更申請書の記載事項）

第二十六条の十一　令第百十八条の九第三項（特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等）において準用する令第三十条第二項（棚卸資産の評価の方法の変更手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　その評価の方法を変更しようとする令第百十八条の九第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産（同条第二項の規定により同条第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。）の種類

三　現によつている評価の方法及びその評価の方法を採用した日

四　採用しようとする新たな評価の方法

五　その他参考となるべき事項